

東日本大震災に係る心のケア事業、被災者健康 支援事業の財政支援に関する要望

要望の要旨

震災後、うつ病や自殺等の増加や健康状態の悪化が懸念されたことから、被災者支援総合交付金を財源とした専門職による心のケア事業及び被災者健康支援事業を実施しております。

今後、生活環境の変化等による体調悪化予防や心のケアを中長期的に継続して推進する必要があることから、被災者支援総合交付金の交付期間の延長又はそれに代わる補助金等の新設を要望します。

要望の理由

被災者の心のケア事業については、精神保健の包括的サポートのため、医師、精神保健福祉士等による心の健康相談、乳幼児健診後の相談、講演会や家庭訪問等（心のサポート拠点事業）を継続してまいりました。

現在、復興公営住宅への入居や防災集団移転等により生活環境等が大きく変化する中、うつ病や閉じこもり、アル

コール関連等の複雑な課題を抱える方も多く、今後も継続して支援していく必要があります。

さらに、被災住民の健康保持増進のため、気軽に健康相談や健康チェックができるよう実施している被災者健康支援事業（まちの保健室事業）についても高い効果が現れていることから、併せて平成33年度以降の財政支援について要望します。